

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和7年4月30日

新潟県知事 花 角 英 世

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 はれまちショッピングセンター

所在地 上越市土橋2603番地 外

設置者 Jマテ・ランドコム株式会社 他2者

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称

（変更前）（仮称）はれまちショッピングセンター

（変更後）はれまちショッピングセンター

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）（未定）

（変更後）株式会社星光堂薬局 代表取締役社長 渡邊 崇 新潟市中央区本馬越2丁目8番21号2階

他1者

3 変更年月日

(1) 令和5年10月1日

(2) 令和6年3月1日

4 変更の理由

大規模小売店舗の名称が決定したとともに、小売業を行う者の一部が決定したため。

5 届出年月日

令和7年4月1日

6 縦覧場所

新潟県産業労働部地域産業振興課

（なお、上越市産業部産業政策課でも閲覧ができます。）

7 縦覧期間

令和7年4月30日から令和7年8月30日まで

8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先

地域産業振興課 小規模企業支援班

電 話 025-280-5235

Eメール ngt050100@pref.niigata.lg.jp